

京都市告示第497号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
南第三経38号線	南区東九条東岩本町13番地地先から同町10番地の2地先まで	メートル 40.20	メートル 6.00 ~ 9.80

(建設局土木管理部道路明示課)